

H C R 2017 (9/27・28・29 in東京)

制度改正！福祉用具専門相談員に何が求められるのか？！ ワークショップ「介護保険制度改正に伴う福祉用具貸与サービスの対応」

去る9月28日、H C R（国際福祉機器展）2017において、恒例のワークショップを開催した。テーマは、制度改正に臨んで、変わっていく福祉用具貸与サービスの中、福祉用具専門相談員には何が求められるのか。行政や、実際にチームケアを行う介護支援専門員など、異なる立場からの意見を交え、活気あるプログラムとなった。

まず始めに、助言者として登壇した厚生労働省老健局高齢者支援課福祉用具・住宅改修指導官の小林毅氏より、制度改正の内容について、その背景・理由を含めて、改めて説明していただいた。



写真右から、コーディネーター：渡邊愼一氏（（一社）神奈川県作業療法士会顧問）スピーカー：東皇弘子氏（国際医療福祉大学大学院教授）、梶友希乃氏（東京都世田谷区高齢福祉部介護保険課）、濱田和則氏（（一社）日本介護支援専門員協会副会長）、岩元文雄本会理事長、助言者：小林毅氏（厚生労働省老健局高齢者支援課福祉用具・住宅改修指導官 介護ロボット開発・普及推進官（当時））

我々が直面している「高齢化」については、課題が山積している。近くは「2025年問題」に向かつて高齢化がますます進行する中で、老々介護や独居高齢者は増加し、生産年齢層は減少し、介護保険料は増額となると推計されている。限られた財源をどう使うか。適切な給付、その範囲や方法について様々な議論がある。福祉用具貸与について

も受給者数は右肩上がり、費用総額は前年度比約6%増。介護度別では、要介護2以下が約6割を占めている。これらは、ここ数年続いている傾向だ。平成27年の財政審では、軽度者への福祉用具貸与のあり方について、問題提起されたのも記憶に新しい。平成28年には、同じ商品での貸与価格差が大きいことが指摘された。同年の社会保障審議会では、福祉用具・住宅改修について、給付のあり方を含め、持続可能性をどう担保していくのかについて具体的に論議された。その結果、意見書に盛り込まれたのは、大きくは次の3点である。

国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表

貸与事業者（福祉用具専門相談員）は、福祉用具の全国平均貸与価格とその貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示

適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限価格を設定

小林氏は「より適正な福祉用具貸与へのさらなる取り組みと、支援の結果・効果についてのエビデンスの明示。この2点を両輪として、より必要な方に適正に福祉用具を使っていたできるようにしていきたい」と期待を述べた。



会場の様子



小林 毅 (こばやし たけし) 氏
厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官 介護ロボット開発・普及推進官(当時)



東島 弘子 (ひがしは たひろこ) 氏
国際医療福祉大学大学院教授

福祉用具専門相談員が行った新たな提案・説明のかたち

これまで福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画を作成し、その福祉用具の選定理由や安全な使用のための留意点などについては、福祉用具サービス計画書を用いてご利用者等への説明を行ってきた。今後は、制度改正によって、全国平均貸与価格等を説明し、複数商品を提示することが義務付けられる。

一番の課題は、「ご利用者等に対してどのように説明するか。本会では2012年に福祉用具サービス計画の作成が義務化する以前から、福祉用具サービス計画書の「標準様式」を作成し、その適切な利用等についての普及啓発に取り組んできた。

「そのねらいは、あくまでも『福祉用具の貸与はサービスである。単なるモノの供給ではない』こと。『見える』化。事業者の方々にも、大変な苦勞をしてもらい、すすめてきた。今回の新たな提案は福祉用具貸与サービスの見える化をさらに推進するものだと思っていたきたい」と語ったのは、福祉用具サービス計画の作成から中心となってきた本会理事の東島弘子氏。

本会では、全国平均貸与価格の説明、複数商品の提示を「選定提案」というかたちで織り込んだ「(暫定版)ふくせん福祉用具サービス計画書」を作成した(下記)。貸与を提案する福祉用具については、機種名に加えてTAISコードや説明方法についても記入欄を設けた。そのうちの機種が選ばれたかは×で記載。価格については貸与事業者の貸与価格と全国平均貸与価格を列記する形とした。簡潔かつご利用者等にとってのわかりやすさを重視した様式となっている。

「説明は受けても忘れてしまつたこともあるでしょう。いくらなのか、何なのか、値段は適当か、どんな機能なのか。それを文字化、記録化するというところに大きな意味がある。この様式を使い、ケアマネジャーや自治体の方々ともすすめていって

全国初! 「(暫定版)ふくせん福祉用具サービス計画書」公表!!

本会では、平成29年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業を活用して、「(暫定版)ふくせん福祉用具サービス計画書」を作成した。現行の「基本情報」と「利用計画」に「選定提案(暫定版)」を加えた3ページで構成されている。

様式の確定は本年度末。平成30年4月1日から、本会ホームページ(www.zfssk.com)からダウンロードし、利用いただける予定となっている。

(暫定版)ふくせん福祉用具サービス計画書

【基本情報】 様式の変更無し
利用目的、選定に必要な利用者情報を記載

ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)

利用者から聞き取った相関内容、因りこのを整理

【選定提案(暫定版)】 新たに作成
利用者から聞き取った相関内容、利用者へ候補として提案する福祉用具の項目(機種、型式またはTAISコード)、事業所における貸与価格、全国平均貸与価格、提案する理由、説明方法を記載

ふくせん 福祉用具サービス計画書(選定提案、暫定版)

実際に貸与価格と、全国平均貸与価格を記載

【利用計画】 署名部分の文言変更、様式の変更無し
選定された福祉用具の利用に関して、利用目的、選定理由、留意点などを記載

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)

実際に貸与することが決まった商品をチェック

記載例等について解説リーフレットを作成しました(本会ホームページに掲載中)。



濱田 和則(はまだ かずのり)氏
一般社団法人日本介護支
援専門員協会 副会長



梶 友希乃(かじ ゆきの)氏
東京都世田谷区高齢福祉
部介護保険課



渡邊 慎一(わたなべ しんいち)氏
一般社団法人神奈川県作
業療法士会 顧問



岩元 文雄(いわもと ふみお)氏
本会理事長

ほし「(東島氏)。
保険者が語るサービス計画書の重要性
「福祉用具サービス計画書は利用者のみならず事業者を守るものでもある」と語るのは、介護保険給付適正化事業として、ご利用者宅への訪問調査を実施している世田谷区の梶友希乃氏。梶氏のもとには、自分が借りたり購入したりしている福祉用具についての相談が寄せられる。その経験からも、保険者としては「経緯を記録しておく」「後から説明できるようにしておく」ことを求める。「ご利用者と事業者との契約や機種選定の場には、保険者は同席していないため、説明をしたが、本人の同意を得たか、などについては、書面に明記されていないため、確認のしようがない。実際に、作成が義務化されて数年経つてからも販売時にサービス計画を作成していなかった例や、介護保険証を確認しておらず基本情報欄が未記入の例などもあった。世田谷区では、購入の際の計画書提出は必須ではないが、ご利用者と事業者双方の利益、適正な保険給付のために必要なことだと梶氏は言う。
「改正点も多いことから、対応上困難もあると思うが、引き続き協力をお願いしたい」(梶氏)。

	賛助会員各位 いつも「協力ありがとうございます」。
	シーホネス株式会社
	ラックヘルスケア株式会社

業務プロセスが支援内容に影響しないよう多職種間連携を密に
ケアマネジャーの立場から、「福祉用具貸与のプロセスがひとつ増えることが、スムーズな支援の阻害要因にならないよう、さらに密な連携が必要となる」との意見を示したのは、濱田和則氏だ。
例えば、退院が決まり、介護サービスを利用して自立した生活を送っていききたい、そのために介護ベッドが必要だというケース。今回の改正で福祉用具貸与にかかるとプロセスは増えるわけだが、そのために「ご利用者が必要とするタイミングに間に合わないということがあってはならない。」
「複数提案については4月施行。現場で事務処理が集中しないような工夫も必要では」(濱田氏)。
福祉用具専門相談員の「配慮」をドキュメント化する意義と今後に向けて
福祉用具貸与と事業者の立場から「我々がどんなプロセスを踏み、どのような仕事をしているのかを示す絶好の機会」ととらえるのは、本会理事長の岩元文雄氏。
「車いすはこれにしてください」という福祉用具専門相談員はいない。この方の利用目標にはどちらが合つたのだろうか？少し驚沢だけれどこの機能もあつたほうがいいのでは？そのように考え、複数の候補から選定している。その過程を記録するため、書式が今回様式としてまとめた「選定提案」の部分だ。ドキュメント化することは、福祉用具専門相談員の職能を高めつつ、その仕事の価値を明らかにすることにもつながる。

